

令和3年9月末までだった雇用調整助成金の特例措置が11月末まで延長されることが発表となりました。12月以降の助成内容は、10月中に公表される予定となっております。

また、10月からの最低賃金が全国平均で28円上がることも発表（※）となり、中小企業にとってはより負担がかかることを考慮したうえで、要件緩和が行われることとなります。

※ 例 東京都…1,013円→1,041円 神奈川県…1,012円→1,040円

業況特例等の対象となる中小企業が、事業所内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件（1/40）を問わず支給。

対象となる条件は、以下のとおりです。

- ①令和3年10月から3か月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等行っていない場合のみ）であること。
- ②事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に30円以上引き上げること。当該引き上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

Case1 10月1日より前に事業場内最低賃金を引き上げる場合、10月1日から休業規模要件を問いません。

Case2 10月1日以降に事業場内最低賃金を引き上げる場合、引き上げた日より休業規模要件を問いません。

いずれも、事業場内最低賃金を30円以上引き上げることが要件となっているため、30円未満の引き上げの場合は助成の対象とはなりません。

また、地域別最低賃金との差が30円未満の場合に限るため、元々の事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上に設定している場合も助成の対象とはなりません。

助成額は、現行と変わらず以下のとおりです。

		5～11月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円
	地域特例 業況特例	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円

申請は、『緊急雇用安定助成金』として手続きを行いません。また、休業に対する助成となるため、従業員に対し教育訓練や出向を行なった場合は対象となりません。

支給申請書は9月以降の公表となりますので、それまでに概要を理解したうえで従業員さんに時間給のアップの話をする等、準備をしておくこと後々の手続きがスムーズにいきそうですね。